

さいたま市桜区南部圏域地域包括支援センターガイドブック

高齢者虐待防止の指針

この指針は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」（平成 17 年法律第 124 号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に役立つことを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。

また、この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

イ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

ロ 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

ハ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ニ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

ホ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2 高齢者虐待防止検討委員会について

虐待防止のために高齢者虐待防止検討委員会（以下、委員会）を設置し、次の事項について検討する。その際委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

（1）委員会での検討内容

イ 委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待又はその疑い（以下、虐待等）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 職員が虐待等を発見した場合に、さいたま市桜区高齢介護課（以下、高齢介護課）への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の委員構成

保健師・看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士等で構成する。
なお、委員会の責任者は管理者とする。

(3) 開催頻度

1年に1回以上開催する。

3 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。

また、研修の実施内容について記録する。

4 虐待等が発生した場合の対応について

虐待等が発生した場合には、速やかに高齢介護課へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談体制について

(1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、管理者又は社会福祉士があたるものとする。

(2) 虐待対応担当者への報告

虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。

(3) 情報収集

虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。

(4) 高齢介護課への相談

情報収集を行った内容等を踏まえ、委員会において検証し、職員に周知するとともに、高齢介護課へ相談する。

(5) 事実確認

虐待等について相談及び報告があった場合には、高齢介護課とともに事実確認を行い、これら確認の経緯を記録する。

6 成年後見制度の利用促進に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合は、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じた適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

(1) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

(3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われない。

8 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

この指針は令和6年4月1日から施行する。